

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 地域における新たな共存共栄関係の構築・浸透に向けて、当行が提供するビジネスマッチングサービスにより、規模・系列・Tier・地域を超えた企業間の連携が促進されるよう支援します。
- b. 「事業成長サポート」の取組み、北海道共創パートナーズを始めとするグループ会社や業務提携先が提供する各種商品・サービス・コンサルティングにより、経営改善、事業承継、M&A、BCP(事業継続計画)策定等の支援を行うとともに、経営人財確保支援や地域における連携促進を支援します。
- c. 脱炭素社会への移行を支援するファイナンス・ソリューションの提供を通じて、お客様の低炭素化・脱炭素化の取り組みを支援します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当行は「お客さま本位を徹底し、多様な課題の解決に取り組み、北海道の明日をきりひらく」という経営理念のもと、サプライチェーン全体での付加価値向上の実現に取り組むとともに、全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献してまいります。

2021年12月16日

(2026年1月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 北洋銀行

取締役頭取 津山 博恒